

## 横浜市都市美対策審議会の「市民委員」を募集します！

横浜市都市美対策審議会は、昭和40年に横浜市都市美対策審議会条例に基づき設置され、本市の都市デザイン活動の歩みとともに行われてきた審議会です。

“学識経験者”や“職業的専門家”といった専門家だけではなく、まちづくり活動等を通じ、景観まちづくりへの興味関心を持ち、市民の代表として横浜を良くしていきたいという思いがある方のご意見を反映させるため、この度、市民委員を2名募集します。

詳細は別紙「募集要項」をご参照ください。

### 募集概要

#### 募集人数と任期

2名／委嘱した日（令和5年8月を予定）から2年間

#### 募集期間

令和5年3月7日（火）～4月7日（金）【必着】

#### 募集要項の入手方法（3月上旬から配布開始）

都市整備局都市デザイン室、各区役所の区政推進課広報相談係及び各区市民活動支援センターで配布しています。

また、横浜市都市整備局ホームページからダウンロードできます。（右二次元コード）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/design/>



#### 応募方法と選考方法

募集要項に含まれる応募用紙に必要な事項及び作文（800字程度）をご記入の上、下記の応募用紙送付先まで郵送又はE-mailで提出してください。書類選考のうえ、面接による選考にて決定します。

**【作文テーマ】横浜らしい豊かな風景をつくるために大切にしたいこと**

<送付先> 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市都市整備局企画部都市デザイン室

TEL：045-671-2023 E-mail：[tb-toshidesign@city.yokohama.jp](mailto:tb-toshidesign@city.yokohama.jp)

お問合せ先

都市整備局都市デザイン室長 光田 麻乃 TEL 045-671-2009

# 横浜市都市美対策審議会 市民委員募集のご案内

-横浜の魅力あるまちづくりに市民の声を-

## 募集期間

令和5年3月7日  
～4月7日【必着】

## 募集人数

2名

## 概要

横浜市は、全国に先駆けて港や歴史文化、水緑など、地域ごとの資源を活用し、「都市デザイン」の取組を行ってきました。また「景観法」や「景観条例」もいかして、横浜の魅力を高める景観づくりの取組を進めています。

「横浜市都市美対策審議会」では、まちの美観や景観づくりなどの重要事項を審議するにあたり、まちづくり活動等を通じ、景観まちづくりへの興味関心を持ち、市民の代表として横浜を良くしていきたいという思いがある方のご意見を反映させるため、市民委員を公募します。

## 1. 横浜市都市美対策審議会について

都市美対策審議会は昭和40年に設置され、本市の都市デザイン活動の歩みとともに行われてきた審議会です。審議内容は主要な建築物の美観、形態及び色彩に関することなど。現在の委員数は13名、任期は2年です。

## 2. 審議会と部会

都市美対策審議会は委員全員が参加します。開催頻度は年に2回程度です。他に、4つの部会(政策検討・表彰広報・景観審査・措置命令)を設置しています。各委員はいずれかの部会の委員にもなり、部会開催時に参加します。

### 政策検討部会

都市デザイン施策に関する事項や大規模な開発事業等、主要プロジェクトにおける都市デザイン調整などを審議します。



例：関内駅前地区の景観に関する考え方について (R4.9.5 審議)

### 表彰広報部会

景観条例に基づく表彰や景観に関わる広報などを審議します。



例：第10回横浜・人・まち・デザイン賞  
賞まちなみ景観部門について (R4.11.5 審議)

### 措置命令部会

景観協議での協議結果の遵守義務違反や景観計画区域内における個別案件に対する変更命令を審議します。

### 景観審査部会

景観条例に基づき、景観計画・都市景観協議地区の策定、関内やMM21地区などの都市景観協議地区内での景観協議、地区計画の策定(形態意匠制限)、特定景観形成歴史的建造物の指定などを審議します。



例：海岸通り地区計画 (R3.11.29 審議)

## 3. 現市民委員からの声



横浜の歴史や景観について自分の言葉で語る機会を得た事。それを考えながら横浜の街を散策する機会が増え、習慣化できたこと。これらが今後の人生の糧になる気がします。



ヨコハマのまちの見方が変わります！後世に残したい横浜の風景や未来の景観づくり、先進的な都市デザインの取組に市民として参加しています。

# 応募条件

次のすべての条件を満たす方。(横浜市職員を除く)

- (1) 横浜市内に在住、在勤又は在学する方
- (2) 令和5年8月1日現在満20歳以上の方
- (3) 横浜市内でまちづくりや景観づくりに携わっている方、または今後携わりたいという意欲のある方

# 募集人数

2名

# 任期

委嘱した日(令和5年8月を予定)から2年間

# 応募方法

応募用紙に必要な事項及び作文(800字程度:テーマ「横浜らしい豊かな風景をつくるために大切にしたいこと」)を記入の上、下記の応募用紙送付先まで郵送又はE-mailで提出してください。※FAXでの申込はできません。  
※応募用紙の電子データは、横浜市都市デザイン室のホームページでダウンロードできます。(右二次元コード)  
(ダウンロードした応募用紙に直接入力し下記送付先のEメールあてに添付ファイルとして送付するか、プリントした応募用紙にご記入の上ご郵送ください。)

▼横浜市都市デザイン室のホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/design/>



# 募集期間

3月7日(火)～4月7日(金)【必着】

# 選考方法

本市職員により構成する選考委員会が選考を行います。応募の際に記載していただいた、「作文」「自己PRなど」による書類選考(1次選考)を行い、選考通過者に対して令和5年5月17日(水)午後(予定)に面接を行います。なお、1次選考の結果については、お申込みいただいた方全員に郵送又はEメールでお知らせします。(5月中旬)

【選考のポイント】

- ・景観に対する熱意や、まちづくり活動の実績、関心、取組姿勢
- ・地域団体や公共/関連機関との協働・調整の経験
- ・論理的で前向きな姿勢、相手に受け入れやすく伝える表現力 等

# その他

審議会の開催は年間2回を予定しています(不定期)。また、各部会も複数回開催されるため、合計で年間4～7回程度開催されます。審議会(部会も含む)に出席した場合、横浜市が定める額の報酬をお支払いします。

# 応募用紙送付先・問い合わせ

横浜市都市整備局企画部都市デザイン室  
「都市美対策審議会市民委員募集係」  
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10  
TEL:045-671-2023  
E-mail:tb-toshidesign@city.yokohama.jp

都市美対策審議会について、詳しくはホームページをご覧ください。

(右二次元コード)



## 横浜市都市美対策審議会市民委員募集 応募用紙①

|        |  |                     |     |
|--------|--|---------------------|-----|
| ■氏名    |  | ■年齢<br>(令和5年8月1日現在) | ■職業 |
| (ふりがな) |  | 歳                   |     |
|        |  | ■性別                 |     |
|        |  | 男 ・ 女               |     |
| ■住所    |  | ■E-mail             |     |
| 〒      |  |                     |     |
|        |  | ■電話番号               |     |
|        |  | ( ) -               |     |

■自己PRなど（作文に記載した以外のことを御記入下さい。）

（志望動機）

（まちづくりの活動経験、今後携わりたいこと、その他自己PR）

## 横浜市都市美対策審議会市民委員募集 応募用紙②

■作文：テーマ「横浜らしい豊かな風景をつくるために大切にしたいこと」について  
800字程度で御記入下さい。

(あなたにとっての横浜らしい豊かな風景の具体的なイメージを交えてお書きください。)

600字

800字

パソコンなどで作成する方へ：作文のフォーマットは自由です。

※この募集による個人情報は、横浜市都市美対策審議会市民委員選考の目的以外には使用しません。